

今のすなはち是の經三卷なりといふことを。会を設け講き讀みて、ますます因果を信ひ、殷懃に誦み持つこと昼夜息まず。噫呼、奇しきかな。涅槃經に云ふが如し「もし見有る人善を修行はば、名天人に見れ、惡を修行はば、名地獄に見れむ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

悪しき夢に依り至誠心もちて經を誦ましめて奇しき表を示し命を全くすること得る縁 第二十

大和国添上郡山村里に、一の長いたる母有り。姓名詳ならず。彼の母に女有り。嫁きて二の子を生む。聾は官に県の主宰に遣さる。因りて妻子を率て任せらるる国に至り、歳余を経たり。ただし妻の母は土に留り家を守る。儼に女の為に夢に悪しき瑞相を見、すなはち驚き恐りて念はく「女の為に經を誦ましめむ」とおもふ。而れども家貧しきに依りて敢てすること得ず。心の念に勝へずして、自が著たる衣を脱ぎ、洗ひ淨め、撃けて奉として經を誦ましむ。然れども凶しき夢の相またなほ重ねて現る。母ますます心恐りて、また著たる裳を脱ぎ、淨洒めて先の如くして經を誦ましむ。女は任せらるる県

二 国司の館に在り。生める子は館の庭の中に遊び、母は屋の裏に居る。二の子七の僧有りて屋の上に坐て經を讀むを見る。二の子母に白して言さく「屋の上に七軀の法師在りて經を讀む。邊に出でて見るべし」とまうす。彼の經を讀む音聲の集り鳴くが如し。母聞きて怪び、起ちて後屋より出づ。すなはち當に居たる処の壁仆る。また七の法師忽然に見えず。女大に恐り怪び、自づから心の内に念はく「天地吾れを助けて壁に庄はれず」とおもふ。後に家を守る母、使を遣りて到り問はしめ、凶しき夢の状を陳べ、經を讀ましめたる事を伝ふ。女母の伝ふる状を聞き、大に怖りて心通ひ、ますます三宝を信ふ。すなはち知る、誦經の力と三宝の護念とを。

囁の神王の躑光を放ちて奇しき表を示し現報を得る縁 第二十一

諾樂京の東山に、一の寺有り。号けて金鷲と曰ふ。金鷲優婆塞斯の山寺に住む。故に以ちて字とす。今東大寺と成る。いまだ大寺を造らざる時に、聖武天皇の御世に、金鷲行者常に住みて道を修ふ。其の山寺に一の執金剛神の

一 大般涅槃經・師子吼菩薩品。上卷二十七縁にも引用。
二 梵網經は一〇六〇行、般若心經は十七行、である。いずれも小部の經典である。高価格といえる。

第二十縁 あやしき表(1)の説話。三宝給・法十二に引用。
二 至誠心(觀無量壽經)。中卷六縁にもみえる。
三 奈良市山町あたり。
四 原文「長母」。中卷四十二縁にもこの語がみえる。他に例を見ない語であり、その意味は正確にはわからない。「父母」の語と関係あるか。五 国司。「県」が下文のように「任せらるる国」を意味する例に、土佐日記「県の四年五年はてて」がある。

六 どの国であるかは未詳。任国を特定できる記述は本説話には含まれていない。
七 国司の任期は、通常は四年とされた(統紀・慶雲三年(767)二月十八日格。
八 原文「見惡瑞相」。「瑞相」は善いしるしを意味するばあいい、悪いしるしを意味するばあいいもあつた。後代の方丈記にも「世ノ乱ル、瑞相」の例がみえる。表現を「夢見惡瑞相」「凶夢相」「凶夢状」と変化させている。
九 僧を誦して誦経してもらうということができない。布施する物が無かつたのである。
一〇 衣を僧への布施として、僧に誦経してもらつた。本説話の標題に「使誦経」とあることより推して、長母が自分で誦経したのではなく僧に誦経してもらつた、と考へる。下文に、多く「しむ」を補説した。布施する物を持たない貧人

が自分の衣服を施した例に、賢愚經・貧人夫婦施得現報品、現報当受經、などがある。
二 ます衣、次に裳、という例は中卷八縁。
三 ここで政務を執つたのではない。国司の生活する建造物に守館、介館、などの「館」があつた。
四 「七」という数字は誦経した経の巻数にかかわるであろう。七巻本の妙法蓮華経が誦経されたか。
五 母屋(の)の後方にはり出して建てられている建造物か。
六 建物からあわててとび出したとたん、すぐに建物が崩壊した例に、搜神記・三・夏侯漢、同・三・費孝先、敦煌本搜神記・劉安、などがある。

二 上卷二十三縁に「天知地知」、中卷三縁に「仰天哭願」とみえる。いずれも母と子の説話である。
第二十一縁 あやしき表(2)の説話。善業についで現報説話。今昔物語集・十七ノ四十九、扶桑略記天平二十一年(西九)条に書承。
一 中卷十二縁。
二 「北門両辺作二神王、一名毘沙門、一名執金剛(不空罽婆陀羅尼經)。「執金剛神王」という表現は、大品般若經・十七、大智度論・七十三、などにみえる。
三 五ふらはぎ。

三 「金鐘寺(東大寺要録(四)ともいう。三未詳。日本書紀・文武天皇十四年(六六)十月八日条にみえる「優婆塞益田直金鐘」を擬する説は、年代的に問題がある。
三 本書で「行者」と称されているのは優婆塞。三 現存。塑像。国宝。

攝像を居く。行者神王の躡に繩を繫けて引きて願ひ、晝夜憩はず。時に躡より光を放ち、皇殿に至る。天皇驚き怪びて、使を遣りて看しめたまふ。勅信光を尋ねて寺に至り、一の優婆塞有るを見る。彼の神の躡に繫けたる繩を引きて、仏を礼みて悔過す。信視て逆に還り、状を以ちて奏す。行者を召して詔してのたまはく「何事をか求めむとする」とのたまふ。答へて曰さく「出家し仏の法を修學びむと欲ふ」とまうす。勅して得度を許し、金鷲を名としたまふ。彼の行を譽め、四の事を供るに乏しきこと無し。時世の人其の行を美讚めて、金鷲菩薩と稱す。彼の光を放つ執金剛神の像は、今に東大寺に絹索堂の北の戸に立つ。贊に曰はく「善きかな、金鷲行者、信燧を東春に攢り、熟火は西秋に炬る。躡の光は感火を扶け、人皇は驗瑞に慎む」と。誠に知る、願はば得ずといふこと無しといふは、其れ斯れを謂ふなり。

仏の銅の像盗人に捕られて盡しき表を示し盗人を頭す縁 第二十二

和泉国日根郡の部内に、一の盗人有り。道路の辺に住み、姓名詳ならず。

天年心曲り、殺と盗とを業とし、因果を信はず。常に寺の銅を盗み、帯を作り銜して売る。聖武天皇の御世に、其の郡の尽惠寺の仏の銅の像盗人に取らる。時に路行く人有り。寺の北の路より馬に乗りて往き、声有るを聞く。叫び哭きて曰はく「痛きかな。痛きかな」といふ。路ゆく人聞きて思はく「諫めて打たしめずあらむ」とおもひて、馬を趁せて疾く前む。叫ぶ音に近くに随ひて、やうやく失せて叫ばず。馬を留めて聞けば、ただし鍛する音のみ有り。所以に馬を前めて過ぎ往けば、却くに随ひて先の如くまた叫び呻ふ。忍びて過ぐることを得ず。故にまた還る。叫ぶ音また止みて鍛する音有り。疑はくはもし人を殺すかと、かならず異ふ心有らむとうたがひて、良久にありて徘徊り、竊に從者を入らしめて屋の内を窺看しむれば、仏の銅の像を仰け奉りて手足を剔缺き錠を以ちて頸を歸く。すなはち捕へ打ちて問ひていはく「何れの寺の仏の像ぞ」といふ。答へていはく「尽惠寺の仏の像なり」といふ。使を遣りて問はしむれば、実に盗めるなり。使者語を挙げて具に状を述ぶ。僧並に檀越聞きて集り来り、破かれたる仏を衛みて号び愁へて曰さく「哀なるかな。悲しきかな。我が大師や。何の過失有せばか此の賊の難を蒙りたまふ。尊き像寺に有すときは像を以ちて師とす。今滅びたまふより後には、何を以ちてか師とせ

一 悔過の作法、とする中村史の説がある。

二 皇居。

三 中巻二十三縁には「勅信巡夜、行於京中」とある。聖武天皇の時代に京中の夜の巡行は中衛府、左右兵衛府、の担当(令集解・宮衛令)。「みつかひ」の表記を「使」勅信「信」と変化したせている。「信が使の意であることは攷証に詳述。

四 執金剛神像以外の仏像の存在を思わせる記述は存しない。ここにいふ「仏」も執金剛神像をさすのであろう。ひとつの像を「攝神王」「執金剛神攝像」「神王」「神」「仏」「執金剛神像」と、呼称を変化させている。

五 飲食、湯菜、衣服、臥具、妙法蓮華經玄贊・二木。

六 絹索院二法華堂三月堂ともいう。天平五年(三)創建(東大寺要録・四)。原文「今東大寺於絹索堂北戸而立也。」「一に」の文型として訓む。↓中巻十縁。

七 信の火を東に点火し、盛んなる炎が西に燃えあがる。東山の金鷲行者の信仰が、その西に位置する平城宮の聖武天皇に伝わる。八 執金剛神像の躡の光が火の燃え伝わるのを助け、天皇は仏のあらわした不思議なるしに恭敬の気持ちをしだいた。九 原文「願無不得」。大智度論二十「無願不得(原口裕)。

第二十二縁 あやしき表(七)の説話。今昔物語集・十二ノ十三に書承。

大阪府泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、田尻町、岬町、貝塚市、あたり。

二 革帯の付属具としての巡方、丸鞆、鉸具、鉈尾、などに銅が用いられた例がある。関根真隆。

三 中巻十九縁。

三 末詳。

四 いかなる種類の仏像なのか明記されないが、下文より推測すれば釈迦牟尼仏の像か。

五 注意して、人を打つのをやめさせよう。「痛哉痛哉を、人が打たれて声をあげているのだ、と思つたのである。

六 次第にその声がしなくなつて、叫ばなくなつた。

七 金属を打ち鍛える音。

八 平気で通り過ぎることができない。

九 悪事を考えているにちがいない。

一〇 あお向けにして。

三 国会図書館本訓釈(錠「多加爾」、新撰字鏡「錠錠上定音、波佐弥、又多加爾」とみえるのは「多加爾」「多加爾」の誤りであろう。「たがね」は金属を剪断する時に用いる工具。のみの類。「錠は鋤の類を示すばあい用いられる文字であるが、たがねを意味するのは他に例をみない。

三 類似の表現が中巻十七縁にみえる。「我之大師、已入涅槃(大般涅槃經後分・下)。
三 「如来在世、以レ仏為レ師、世尊滅後、以レ何為レ師(大般涅槃經後分・上)。仏像の損壞を、釈迦牟尼仏の入滅のイメージでとらえている。